

生産緑地買取申出（法 10 条） 提出書類一覧

提出書類	部数	入手場所	その他
生産緑地買取申出書	1部	西東京市役所 保谷東分庁舎都市計画課（2F） ※なお、本書に同封又は市ホームページからダウンロードできます。	①土地所有者が2名以上の場合、裏面も記入してください ②買取り希望価格はあくまで参考であり、実際の買取り価格は別途協議して定められます
印鑑証明書（原本）	土地所有者全員	西東京市役所 市民課 ※出張所・自動交付機などでも発行可能です。 （市外の方は、お住まいの自治体へお問合せください。）	3か月以内有効
土地登記簿謄本（原本）	申出をする土地すべて	東京法務局 田無出張所	3か月以内有効 相続による所有権移転登記が完了していない場合は、 ①遺産分割協議書や遺言公正証書等相続を証明する書類 ②相続関係説明図を別途添付してください （相続を証明する書類は希望により原本還付します） また、当該生産緑地が他人の権利の目的になっているときは、第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有するものの書面が必要となります
公図の写し	申出をする土地すべて	東京法務局 田無出張所 西東京市役所 市民課 ※出張所・自動交付機などでも発行可能です。 （市外の方は、お住まいの自治体へお問合せください。）	3か月以内有効 申出をする土地を赤線で囲ってください （インターネットで取得したものは不可となりますので、左記の入手場所より入手してください）
地籍測量図の写し （参考添付）	申出をする土地すべて	東京法務局 田無出張所 ほか	_____
生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書 （理由が死亡又は故障の場合）	1部	西東京市役所 田無第二庁舎 西東京市農業委員会（5F）	申請から発行まで期間を要する場合があります
医師の診断書等 （理由が故障の場合）	1部	かかりつけ医等	農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を証明する書類を添付してください
案内図	届出をする土地すべて		
委任状	1部		委任する場合は必要になります